#29
2026
nov.

あんしんぶん

改正家族法施行から半年以上が経過しました

離婚後共同親権を選択可能にする改正家族法が今年4月に施行されてから半年以上が経ちました。この間、当事者からは様々な不安や戸惑いの声が聞かれます。一方で、不確かな情報や誤解も流布しています。今号では代表的な問いを取り上げます。

Q1

DV・虐待のために子連れ別居しました。役所に転出・転入・転居の届出（住民異動届）をしたところ、父母（親権者）双方の同意書を求められました。同意書を必ず出さないといけないのですか？

A

DV・虐待からの避難は、親権の単独行使が可能な「急迫の事情があるとき」に該当しますから、この場合の子連れ別居に配偶者の同意はそもそも必要ありません。
よって、転居した事実を報告する手続きである住民異動届において親権者双方の同意は問題とはなり得ません。
そもそも、報告的手続きである住民異動届に親権者双方の同意を求めることは想定されていません。
役所の窓口で、配偶者の同意の有無を問われるなどした場合には、DV・虐待からの避難であり配偶者の同意の有無は問題とならないことを伝えてください。

（政府Q&Aより）
「未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等に係る届出については……父母双方の同意は求めていない。この取扱いは、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合においても同様である。」
（行政手続・支援編Q5-1）▶https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00378.html#q5-1
「親権行使の際に、父母双方の署名・押印が必須となるわけではない。申請書等への父母の一方の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定することは、同条〔第824条の2〕の趣旨に反しない。」
（行政手続・支援編Q1-1）▶https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00378.html#q1-1

Q2

DV・虐待のために別居中です/離婚しました。学校・幼稚園・保育園の行事に別居親が来ないか、子どもも自分も不安です。別居親が学校などに直接連絡して参加を認められることも心配です。どうすればいいのでしょうか?

A

別居親が直接学校等に行事参加を求めてきた場合に、学校等は子どもと同居親に無断で、勝手に判断して参加を認めることはできません。学校等から問い合わせがあった場合には、子どもと同居親の意思、希望をはっきり伝えましょう。保護命令が出ていたり、面会交流調停・審判等の結果が出ていたりする場合には、その内容等を伝えて下さい。
不安がある場合には、予め学校等に、別居親の行事参加を望まない旨や距離を取る等の特別の配慮を必要とする旨を伝え、仮に別居親から直接学校等に連絡があった場合には、子の在籍の有無を含めてその場で答えずにまず同居親に共有し相談するよう求めて下さい。
なお、学校行事等への別居親の参加は、父母間で協議して取り決めるか、家裁での調停・審判等で定めるかするべきものであり、これらが調っていないままに別居親が直接学校等に連絡して行事参加等を求めることは適切ではありません。



（政府Q&Aより）
「学校が子と同居する親から事前に子と離れて暮らす親の参加の制限に関する申し出を受けた場合であって、その内容がそれ以前に親権者から申し出られている協議結果と異なっている場合や、親権者間の協議結果が学校に対して申し出られていない場合には、学校は、親権者間で協議し、その結果を学校に報告することを求めることが考えられる。
また、学校には親権者間の協議の内容の是非を判断する権限が無いということを念頭に、子と離れて暮らす親の学校行事への参加については、親権者が、事前に協議を行い、学校等や学校を所管する教育委員会等、保育所や認定こども園を所管する市町村等の担当部署等に対してあらかじめ申し出ることが、学校等における円滑な対応に資すると考えられる。……父母が学校行事の現場で高葛藤状態にあり、その参加が学校行事の運営に混乱を来す可能性が高いといった理由がある場合などには、学校は、学校管理の観点から、行事参加を制限するといった対応をとることも考えられる。」
（民法編4-20）▶https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00377.html#q4-20

Q3 **DV・虐待があり、子どもを連れて避難、別居したいのですが、警察や役所からは「相手に黙って出るとあなたが誘拐罪で告訴されるかもしれない」などと言って止められています。離婚や親権などの調停等で不利になるという話もあるようです。離婚するまで耐えなければなりませんか?**

A

DV・虐待からの避難など「正当な理由」がある場合には、配偶者に無断で子どもを連れて別居をしても未成年者略取・誘拐罪などの犯罪には当たりませんし、民法の不法行為に当たることも、人格尊重・協力義務違反に該当して不利になることもありません。

DV・虐待からの避難をする必要がある場合は、子の居所の変更(転居)を含め親権の単独行使が可能な「急迫の事情があるとき」に該当します。これは被害の直後に限られませんし、転居先を確保して安全に避難するために、行政、弁護士、支援機関などに相談し援助を受けることは問題ありません。DV・虐待は身体的な暴力だけではもちろんなく、モラハラを含む精神的DV、性的DV、面前DVを含む心理的虐待なども当然含まれます。

(政府Q&Aより)

「『子の利益のため急迫の事情があるとき』とは、父母の協議や家庭裁判所の手続を経ていては、適時に親権を行使することができず、その結果として、子の利益を害するおそれがあるような場合をいう。個別具体の状況によるが、例えば、DVや虐待からの避難(子の転居などを含む)をする必要がある場合※現にDVや虐待の被害にあっているときやその直後のみに限られず、加害行為が現に行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得る。」

(民法編Q4-9)▶https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00377.html#q4-9

「単独親権者が子の居所指定権を行使する場合でも、他方の親に対する人格尊重・協力義務に配慮する必要がある。しかし、DVや児童虐待から避難する必要がある場合には、他方の親に無断で子を転居させたとしても、それらの義務に違反するものではない。」

(民法編Q2-2)▶https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00377.html#q2-2

「父母双方が親権者である場合において、その一方が正当な理由なく他方に無断で子の居所を変更するなどの行為をしたときは、個別具体的な事情によっては、父母相互の人格尊重・協力義務に違反すると評価される場合がある。」

(民法編Q2-6)▶https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00377.html#q2-6

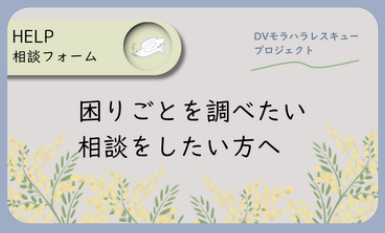
法務省による父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の資料はこちらから↓

政府Q&A
（民法編）
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00377.html

政府Q&A
（行政手続・支援編）
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00378.html

共同親権についてお困りの方

DVから避難するために全国の支援機関や裁判所・教育機関などで正しい対応をしてもらえるよう、別居や離婚に関する正しい法律の周知が必要です。共同親権に詳しい弁護士が、想定される質問の回答を作成し、Q＆A形式にまとめています。サイトの「調べる」のカテゴリーから、ご自身の状況に似たお困りのQ&Aをお探しください。Q&Aでは解決しなかった場合は、「相談フォーム」からご質問・ご相談内容を入力・送信してください。スタッフより回答させていただきます。



#29
2026 Nov.
発行元：ちょっと待って共同親権ネットワーク
HP：https://cm-network.info/
SNS（X）：@chottomatte_net

わたしたちは、離婚後共同親権の導入を懸念する当事者・支援者・弁護士などが参加するネットワークです